

愛媛県卸売市場条例及び公益法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表

愛媛県卸売市場条例（昭和47年4月1日条例第25号）の一部改正

第1条に係る部分

新	旧
<p>（事業の譲渡し及び譲受け並びに合併及び分割）</p> <p>第10条 開設者等が事業（地方卸売市場における開設又は卸売の業務に係るものに限る。以下同じ。）の譲渡しをする場合において、譲渡人及び譲受人が譲渡し及び譲受けについて知事の認可を受けたときは、譲受人は、開設者等の地位を承継する。</p> <p>2～4 省略</p> <p>（相続）</p> <p>第11条 開設者等が死亡した場合において、相続人（相続人が2人以上ある場合において、その協議により当該開設者等の事業を承継すべき相続人を定めたときは、その者）が被相続人の行つていた事業を引き続き営もうとするときは、知事の認可を受けなければならない。</p> <p>2～5 省略</p>	<p>（営業の譲渡し及び譲受け並びに合併及び分割）</p> <p>第10条 開設者等が営業（地方卸売市場における開設又は卸売の業務に係るものに限る。以下同じ。）の譲渡しをする場合において、譲渡人及び譲受人が譲渡し及び譲受けについて知事の認可を受けたときは、譲受人は、開設者等の地位を承継する。</p> <p>2～4 省略</p> <p>（相続）</p> <p>第11条 開設者等が死亡した場合において、相続人（相続人が2人以上ある場合において、その協議により当該開設者等の営業を承継すべき相続人を定めたときは、その者）が被相続人の行なつていた営業を引き続き営もうとするときは、知事の認可を受けなければならない。</p> <p>2～5 省略</p>

公益法人等への職員の派遣等に関する条例（平成13年12月25日条例第47号）の一部改正

第2条に係る部分

新	旧
<p>（法第10条第1項に規定する条例で定める法人）</p> <p>第10条 法第10条第1項に規定する条例で定める株式会社____（以下「特定法人」という。）は、次に掲げる法人であって、当該法人の目的、業務の性質等を総合的に勘案して県がその施策の推進を図るため人的援助を行うことが必要であるものとして人事委員会規則で定めるものとする。</p> <p>(1)・(2) 省略</p>	<p>（法第10条第1項に規定する条例で定める法人）</p> <p>第10条 法第10条第1項に規定する条例で定める株式会社又は有限会社（以下「特定法人」という。）は、次に掲げる法人であって、当該法人の目的、業務の性質等を総合的に勘案して県がその施策の推進を図るため人的援助を行うことが必要であるものとして人事委員会規則で定めるものとする。</p> <p>(1)・(2) 省略</p>